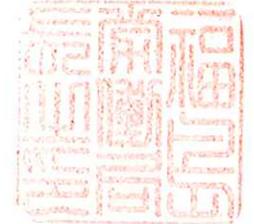


平成26年 9月 3日

福島県経営者協会連合会会長 様

厚生労働省福島労働局長 引地 睦夫



福島県知事 佐藤雄平



「魅力ある職場づくり」キャンペーンの実施に伴う協力要請について

本県の労働行政の運営につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、復旧・復興関連求人の増加等を背景として、雇用情勢が着実に改善しておりますが、その中で、建設業や介護分野を始めとしてさまざまな分野での人材不足感が顕在化しており、これが復興・再生の進捗に及ぼす影響も懸念されるところです。

このため、福島労働局及び福島県では、総力をあげて人材確保対策に取り組んでおりますが、こうした人材不足の状況を解消していくためには、従来からの取組に加えて、各企業において「雇用の質」を高めていくという発想が必要であると考えております。

福島労働局では、①人材不足分野における雇用管理改善を通じた採用・定着の促進、②正社員雇用の拡大、正社員を希望する非正規雇用労働者の正社員転換促進等の取組を推進することにより、雇用の質を高め、働く方々が働きやすさと働きがいを実感できるような「魅力ある職場づくり」を進展させ、人材確保ひいては県経済の好循環につなげていきたいと考えています。

このため、今般、福島労働局と福島県が協力し、まずは、本年9月末までを「魅力ある職場づくり」キャンペーン期間と位置づけ、啓発運動を実施することとしました。

雇用の質を高めていくためには、行政機関の更なる取組のみでなく、産業界、各関係業界団体はもとより、個々の企業経営者の皆様のご理解と実際のアクションが何より重要であります。

貴職におかれましては、本キャンペーンの趣旨をご理解いただき、傘下企業の皆様への周知徹底につきまして、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

「魅力ある職場づくり」のための具体的な取組について ～ 人材確保・定着のための雇用管理改善等 ～

◎ 労働者が魅力を感じる職場とは…

- ① 職場における「働きがい・働きやすさ」を高めること。
- ② 安心で希望の持てる職場をつくること。
⇒ これが、入職者の増加、職場定着につながる。



◎ 具体的には、労働者が次のようなことを感じられるような職場

- ① 労働者が、自己の役割・貢献・価値を確認でき、正當に評価されると感じられる。
- ② 労働者が、自分の成長、会社の将来性、自己の将来展望を感じられる。
- ③ 労働者が、会社への帰属意識を感じられる。
- ④ 労働者が、会社・上司との間に信頼関係を持ち、人間関係のストレスが大きいこと。
- ⑤ 職務自体の満足感があること。



◎ これらを実現するためには、各分野（業界）・職種や各企業の特性に応じて、職場づくりをしていくことが必要。

◎ 事業主がコントロールできる雇用管理の項目として、以下のような項目で改善・向上が図れるかを改めて考え直してみる必要がある。

- ① 評価・処遇制度
- ② 人材育成制度
- ③ 業務管理・組織管理
- ④ 人間関係管理
- ⑤ 福利厚生
- ⑥ 労働条件（労働時間・休日・賃金・雇用形態等）
- ⑦ 労働環境（安全衛生・精神衛生等）
- ⑧ 仕事と家庭の両立支援制度

以下の項目について見直すことのできるものはありませんか？

(雇用管理改善チェック項目)

項 目	見直しの観点
① 評価・処遇制度	<ul style="list-style-type: none"> ・能力・プロセス・成果に対する納得性のある（客観的・公平・透明な）評価がされているか。 ・労働に見合った処遇となっているか。 ・希望に応じた配置となっているか。
② 人材育成制度	<ul style="list-style-type: none"> ・労働能力の向上を図ることができるか。 ・自己啓発が支援されているか。
③ 業務管理・組織管理	<ul style="list-style-type: none"> ・何でも言える風土、改善改革の風土があるか。 ・経営情報に関与、会社のビジョン共有ができているか。 ・責任ある仕事を任せ裁量性が高いか。 ・達成感のある仕事となっているか。
④ 人間関係管理	<ul style="list-style-type: none"> ・上司や同僚との適切な人間関係、円滑なコミュニケーションができているか。 ・上司が気軽に話せる体制になっているか。
⑤ 福利厚生	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事以外で恩恵を受けられることがあるか。 ・利用できる福利厚生施設等があるか。
⑥ 労働条件 (労働時間・休日・賃金・雇用形態等)	<ul style="list-style-type: none"> ・過重労働がないか（労働時間が適度であるか）。 ・休暇は取りやすいか。 ・労働に見合った賃金となっているか。 ・非正規雇用社員の正規雇用化をすすめているか。
⑦ 労働環境 (安全衛生・精神衛生等)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体・精神の健康を守れるか。 ・メンター制度を導入しているか。
⑧ 仕事と家庭の 両立支援制度	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と家庭を両立させやすい職場環境か。 ・柔軟な勤務時間体制がとれるか。 ・育児中の短時間勤務や復帰支援などがあるか。

雇用管理の改善にあたっては、国の助成金制度が活用できる場合があります。

詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

例：非正規労働者の正規雇用化には「キャリアアップ助成金」「トライアル雇用奨励金」など

魅力ある職場づくりのために
～平成26年度福島県事業のご案内～

働きやすい職場環境づくり

- 次世代育成支援企業認証制度
仕事と育児、介護との両立や、男女がともに働きやすい環境など、仕事と生活の調和がとれた職場環境づくりに取り組んでいる企業を県が認証する。
 - ①「子育て応援」中小企業認証部門
子育て支援に積極的に取り組む中小企業を認証
 - ②「仕事と生活の調和」推進企業認証部門
仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者の公正処遇、職場における男女共同参画等、総合的な取組を行う企業を認証

認証のメリット

- ・県のホームページなどで企業名を公表(イメージアップ)
- ・県制度資金「ふくしま産業育成資金」が利用可能
- ・福島県信用保証協会の保証料率の0.05%割引
- ・県が行う物品調達における入札参加者の優先指名
- ・県の建設工事等入札参加資格審査における点数加算
- ・県が発注する工事等に導入される「総合評価方式」による入札において、認証の取得を評価項目の一つとする優遇措置

- ワーク・ライフ・バランス大賞
次世代育成支援企業として認証を受け、特に優れた取組を行っている企業を県が表彰する。
- ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業
ワーク・ライフ・バランスアドバイザーを企業に派遣し、企業管理者の意識啓発と企業における職場風土改善を図る。

アドバイザーによる支援例

- ・企業管理者のワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発
- ・一般事業主行動計画の策定や就業規則改正等の助言
- ・ワーク・ライフ・バランスに関する企業内研修の講師

- 働きやすい職場環境づくり普及啓発事業（新規）
職場環境の整備・改善やワーク・ライフ・バランスの推進等、働きやすい職場環境づくりの取組について、企業訪問やセミナー開催により普及啓発を行う。

人材の確保・育成

- 働く人づくり応援事業（新規）
求職者に対して就労に必要な基礎研修(OFF-JT)を行い、人材確保を希望する企業等(実習先企業等)で職場実習(OJT)を実施することにより人材を育成する。
とともに、実習先企業等の在職者に対する福利厚生の実充や職場定着率の向上等、処遇改善に向けた支援を行う。

人材の定着

- 社員育成コンサルタント派遣事業（新規）
若手新入社員を対象として地域別に研修会を開催するとともに、相談員が企業訪問して巡回指導、個別カウンセリングを実施する。
また、中堅社員や管理職に対し、新入社員を育成するための研修を実施し、企業全体で若年者の離職を防止する。

ワーク・ライフ・バランスアドバイザーを派遣します

※ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣とは？

企業における「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」のとれた職場風土づくりを積極的に支援するため、**社会保険労務士**を県が派遣します。

就業規則や育児介護休業規程の改正をはじめとした、労務改善についてのアドバイスを受けてみませんか？

派遣は無料ですのでぜひ御活用ください。

※派遣対象となる企業

常時雇用する従業員数が300人以下の企業

※派遣回数

一企業につき、2回まで

- (例) 1回目 会社の管理者との面談や就業規則等職場環境の把握
2回目 具体的な改善方法の助言・指導

※派遣費用

無料

※業務内容

- 企業管理者へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発
- 一般事業主行動計画の策定、就業規則や育児介護休業規程改正等に関する助言・指導
- ワーク・ライフ・バランスに関する企業内研修の講師 など

改正育児・介護休業法が平成24年7月1日より全面施行され、従業員規模100人以下の事業主にも適用されます。

また、高年齢者雇用安定法が平成25年4月1日より施行され、高年齢者の継続雇用が義務付けされています。

→改正に基づく就業規則等の整備はお済みでしょうか？

就業規則や社内規定等の策定・整備についてもアドバイスいたします。

※申し込み方法

申し込み様式を福島県雇用労政課までFaxしてください。

問い合わせ先・申し込み先
福島県商工労働部雇用労政課
電話：024-521-7289
FAX：024-521-7931

FAX 024-521-7931 雇用労政課 行き
添書不要 下記に記載の上本票のみ送信してください。

ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣希望について

1 希望日時

2 回分 (2 回目の日程は現段階で不明であれば後日でも結構です。)

1 回目	第 1 希望	月	日	時	分から
	第 2 希望	月	日	時	分から
	第 3 希望	月	日	時	分から
2 回目	第 1 希望	月	日	時	分から
	第 2 希望	月	日	時	分から

2 場所 (所在地住所)

3 相談したい内容 (希望するものに○をつけてください 複数可 大まかな内容で可)

- 1 次世代育成支援対策推進法における一般事業主行動計画の策定・届出
- 2 福島県次世代育成企業認証の取得
- 3 就業規則の改善、育児・介護休業規程の策定・改善
- 4 育児・雇用安定等助成金
- 5 ワーク・ライフ・バランスに関わる従業員研修
- 6 ワーク・ライフ・バランスに関わる管理職への意識・啓発
- 7 その他 ()

4 当日対応して下さる方 職 (所属部課等) ・氏名

5 事務連絡担当者名、連絡先

企 業 名 _____
事務担当者名 _____
連絡先 電話 _____
FAX _____
メールアドレス _____

平成26年度 福島県 働きやすい職場環境づくり普及啓発事業

働きやすい職場環境づくり セミナー受講者募集!

受講料 無料

中通り会場

10/14 火

午後2時～4時

ビッグパレット福島

申込期限: 10/2 (木)
定員: 100名

浜通り会場

10/17 金

午後2時～4時

いわき産業創造館

申込期限: 10/7 (火)
定員: 100名

会津会場

10/28 火

午後2時～4時

会津アピオ

申込期限: 10/17 (金)
定員: 100名

申し込み方法 ウラ面の申込要綱をご覧ください

講師

特定非営利活動法人 アシスト

理事長 齋藤 郁子 氏

● 2級キャリア・コンサルティング技能士

● メンタルケアスペシャリスト

● 人材育成コンサルタント

ワーク

ライフ

バランス

仕事と生活の調和 に取り組みましょう!



県内に生活する就労者は、震災復興の重要な担い手です。ひとりひとりのやる気・やりがい・生きがいを啓発し、活力と笑顔あふれる福島を築きましょう!

お問い合わせ

福島県



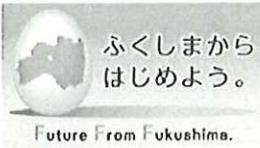
商工労働部雇用労政課
TEL:024-521-7289

受託事業者



株式会社トーネット

〒960-8164 福島県福島市八木田字中島36-1
TEL:024-545-6500



平成26年度 福島県 働きやすい職場環境づくり普及啓発事業

福島県内の事業主様・人事労務担当者様にご案内

働きやすい職場環境づくりセミナー申込書
FAX:024-545-6600

下記申込書にご記入の上、FAXにてお申込みください。またE-mail、HPからもお申込みいただけます。受講票は受講者の皆様に追ってE-mail またはFAXで送信いたします。

申込年月日:平成 年 月 日

■希望会場:日時をご確認の上、希望の会場に☑もしくは塗りつぶしをお願いします。

<input type="checkbox"/> 10/14 郡山ビッツパレット福島	<input type="checkbox"/> 10/17 いわき産業創造館	<input type="checkbox"/> 10/28 会津アピオ
---	--	---

会社名			
所在地	〒 福島県		
ふりがな		ふりがな	
氏名		氏名	
TEL		FAX	
E-mail	@		

※ご記入いただきました個人情報は、当社の個人情報保護規定に則り厳重に管理いたします。

お申込み・お問い合わせ先

受託事業者  株式会社 トーネット

〒960-8164 福島県福島市八木田字中島36-1 TEL:024-545-6500 FAX:024-545-6600

メールアドレス info@tonet-f.co.jp URL http://www.tonet-f.co.jp/